

第 5 回

宇都宮地域合併協議会

日 時： 平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日（金）

午前 1 0 時～

場 所： ホテル東日本宇都宮 3 階「大和東」

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 報告事項

- (1) 報告第 8 号 合併市町村基本計画について . . . P 1

5 審議事項

- (1) 議案第 52 号 地域自治制度の取扱いについて . . . P 3
- (2) 議案第 53 号 契約事務の取扱いについて . . . P 4
- (3) 議案第 54 号 合併協定書について . . . P 5

6 そ の 他

7 閉 会

報告第 8 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画（県知事協議案）に対する県知事からの回答について，
別紙写のとおり報告する。

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日提出

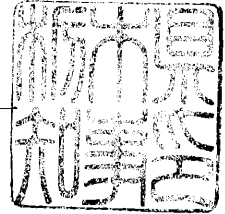
宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

市町村第600号
平成18年10月11日

宇都宮地域合併協議会
会長 佐藤 栄一様

栃木県知事 福田 富



宇都宮地域合併協議会における合併市町村基本計画に係る協議について（回答）

宇都宮市、河内郡上河内町及び同郡河内町の合併に係る合併市町村基本計画について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第3項の規定に基づき、平成18年10月2日付け宇合協第22号で協議のありました件については、異議はありません。

議案第 5 2 号

地域自治制度の取扱いについて

地域自治制度の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

地域自治制度 〔資料 1 - 1 , 1 - 2 のとおり〕

議案第 5 3 号

契約事務の取扱いについて

契約事務の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一する。

ただし、平成 1 9 年度から平成 2 1 年度までに限り、上河内町及び河内町を施工場所とする 5 , 0 0 0 万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成 2 2 年度から宇都宮市の制度に統一する。

なお、3 年を経過しようとする平成 2 1 年度時点で、特に必要があると認められる場合においては、1 年間を限度に延長することができる。

〔資料 2 のとおり〕

議案第 5 4 号

合併協定書について

合併協定書については、次のとおりとする。

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

合併協定書 〔資料 3 のとおり〕